

国際協力調査会

—イスラエル・パレスチナ情勢を踏まえての緊急提言—

令和5年12月5日
自由民主党政務調査会

10月7日に始まった、ハマス等によるイスラエルへのテロ攻撃を契機とした衝突に対し、テロ攻撃を断固として非難するとともに、イスラエル・パレスチナ双方において、集会や病院への攻撃等が続いており、罪なき女性や子どもを含めた一般市民への極めて深刻な人道危機を深く憂慮する。国際社会は、今こそ連帯して事態の早期沈静化に取り組まねばならない。

先日のG7外相会合においては、議長国として、上川外務大臣のリーダーシップのもと、

- ・ハマス等のテロ攻撃を断固として非難した上で、人質の即時解放を求めること
- ・ガザにおける人道危機に対処する緊急の行動をとる必要があること
- ・人道支援（食料、水、医療、燃料、シェルター）や人道支援従事者のアクセスを可能とすること
- ・人道的休止及び人道回廊を支持すること
- ・国際法、特に国際人道法の遵守が重要であること
- ・紛争の更なるエスカレーションを防ぐ必要があること
- ・二国家解決が、公正で永続的で、安全な平和への唯一の道であること

等について、G7として初めて、一致したメッセージを声明として発出した。これに加え、11月29日には、人質解放及び戦闘休止を歓迎した上で、全ての当事者に対し、全ての船舶による航行の権利及び自由の適法な行使を脅迫又は妨害しないよう求めるG7外相声明を発出した。

本調査会では、上記声明を強く支持するとともに、在留邦人の安全確保に万全を期しながら、人道的休止を始めとした人道状況の改善に必要な措置を早急かつ確実に実行するため、以下提言する。

記

1. イスラエル・パレスチナ双方における一般市民をはじめとした深刻な人道危機の改善が目下の最優先課題であり、12月1日に、人質等をめぐるイスラエル・ハマス間の取引について、戦闘休止の更なる延長合意に至らず、戦闘が再開されたことが憂慮される。そのため、他国に比して歴史的に中立でバランスのとれた外交を展開してきた日本がリーダーシップを発揮

し、G7 外相会合の声明や 11 月 16 日に採択された安保理決議第 2712 号で掲げられた「人道的休止 (humanitarian pauses)」について、早急かつ確実に実施していくため、関係者への働きかけなど最大限の外交努力を積極的に続けていく。

2. 一般市民の生命・安全の確保に向けた人道支援については、UNRWA（国連パレスチナ難民救済事業機関）と ICRC（国際赤十字）への 1,000 万ドルの緊急無償資金協力、さらに約 6,500 万ドルの追加支援や JICA を通じた毛布やテント等の物資供与を実施すべく取り組んでいるが、日本の長年の支援実績やネットワーク等の強みを活かし、引き続き現地のニーズを踏まえた人道支援を強化する。その上で、事態の沈静化及びガザ地区の人道状況の改善、更にはその後の復旧・復興に向けて、支援に取り組む際には、児童の保護を中心とする人道支援に焦点をあてた国連安保理決議第 2712 号や WPS（女性・平和・安全保障）に関する国連安保理決議第 1325 号、その関連決議及びその視点も踏まえ、関係国・国際機関等とも連携する。
3. 上記について、日本が本年議長国を務める G7、非常任理事国を務める国連安保理等において、引き続き積極的にリーダーシップを示す。さらに、アジアにおける日本のプレゼンスを発揮し、G7 と ASEAN を含むグローバルサウスとの繋ぎ役 (ハブ) として、積極的に議論を牽引する。
4. ガザを含むパレスチナの平和と安定のためには、二国家解決の原則に基づく中東和平の実現が唯一の方策であり、日本は「平和と繁栄の回廊」構想に基づきパレスチナの経済的自立に向けた支援をしっかりと継続する。
5. 上記の外交努力を進めていくためにも、外務省予算については、飛躍的かつ抜本的に拡充すること、外務省や JICA による無償資金協力や技術協力、国際機関拠出金や NGO を通じた支援等の令和 6 年度の ODA を大幅に拡充することを政府に対して強く求める。